

平成29年度 障害者差別解消法受付台帳

No.	受付日	相談者	相手方(事業者等)	相談内容	対応内容
1	H29. 4. 11	精神障害者	民間事業者	「携帯プリペイドカードの返金について」 精神障害者には、丁寧に説明を行う必要があり、プリペイドカードの返金を求める。	事業者に確認したところ、購入の際に複数回説明を行っていた。使用方法が相談者の意思と違ったことから、返金を求めたいとのことであったため、既に相談していた消費者センターでの継続相談をすすめる。また、電話相談中に「死にたい」など不安定になったことから、保健師に対応を依頼し、最終的には納得していただいた。
2	H29. 4. 27	身体障害者（四肢障害）	民間事業者	「職場での人間関係トラブルについて」 同僚からの暴言、暴力を受けており鬱病になってしまった。	労働に関することであることから、より適切、専門的に相談できる窓口を紹介して、そちらに相談いただくこととした。
3	H29. 5. 11	知的障害者の保護者	民間事業者	「日常生活用品の買い物について」 買い物に一人で行った際に、支払った金額より商品が少ないことや購入していない商品がレジで打たれることがあった。 買い物は自立の一つだが、スキル不足な部分があるのでお店に強制的に指導し、今後誤りがないようにしてほしい。	強制的な指導については、そのような趣旨の法律ではないことをご理解いただいた。なお、店舗に対しては、保護者が既に連絡し、対応を依頼していることから、今後の関係性も考慮し、行政からは確認しないこととした。
4	H29. 5. 15	精神障害者	民間事業者	「一般就労と障害について」 障害を隠して就職したが、退社することになってしまった。	過去の退社についてのことでなく、現状の生活などの悩み相談で終結。
5	H29. 7. 18	精神障害者	民間事業者	「通所施設の職員の対応について」 職員の対応が不親切なので、改善してほしい。	施設に確認したところ、メモを書いて渡すほか新しい仕事を検討するなどの対応を行っているとのこと。最近、家族トラブルで不安定になっており、グループホームの利用を開始するなど、ストレスフルな状態であることから、注意して支援していくとのこと。施設側の配慮について、相談者にも報告した。

No.	受付日	相談者	相手方(事業者等)	相談内容	対応内容
6	H29. 7. 24	身体障害者	行政機関	「江東区内の都営住宅の継続入居について」 名義が内縁の妻であった都営住宅の相続権がないと言われているが、建て替え工事後も入居するためにはどうしたらいいのか。	都営住宅の居住要件に該当しないことから、居住を続けることは困難であり、管理者は、他の都営住宅を代替として提案するなど配慮を行ったが、納得する結果に至らなかったとのこと。江戸川区の生活保護受給者であることから、担当者にも相談するよう助言した。
7	H29. 8. 15	匿名	民間事業者	「テーマパークでの施設の利用規定について」 障害を理由にアトラクションを利用できなかった。	施設に確認したところ、現場での判断が困難であることから、特定のアトラクション利用の際には、同伴規定が定められているとのこと。第三者からの相談で詳細が不明であることから、施設に確認するのみとした。
8	H29. 8. 22	精神障害者	行政機関	「自転車駐車場の減免制度の不掲示について」 自転車駐車場の定期利用時の障害者の減免制度について現地にも掲示してほしい。	自転車駐車場の減免については、申請時に申請書と口頭で確認しており、掲示はしていないとのことであったが、各駐輪場管理者と調整のうえ、掲示することとした。
9	H29. 10. 17	視覚障害者	民間事業者	「道路上の看板について」 点字ブロック上にかかる幟と、夜間の電光掲示看板（路上設置）の光が歩行の障害になるので、移設・配慮等してほしい。	歩道上の置き看板自体が違法であるため、指導の対象となる旨説明。場所が都道であったため、管理が東京都建設局第五建設事務所である旨を伝えたところ、相談者が直接連絡することとなった。
10	H29. 11. 6	身体障害者（電動車いす利用）	民間事業者	「車いす利用者の水陸両用バスの利用について」 水陸両用バスの豊洲コース開設時に乗り場に車椅子利用者用スロープ設置検討の話があったが実際には実現しなかった。実現しなかった理由の説明がなく、きちんと説明してほしい。	事業者に連絡をして、直接相談者に連絡してもらうこととした。
11	H29. 12. 11	障害者福祉センター職員	民間事業者	「畳のある体験型施設と盲導犬について」 畳のある体験型施設に盲導犬の団体が来場した場合、視覚障害者と盲導犬にはどのような対応、配慮が必要なのか。	団体利用等で事前に打ち合わせが可能な場合は相談することを助言したほか、畳にあがる際には、ボランティアやガイド等の人的支援で対応するとともに、盲導犬の待機場所の確保などに配慮する必要があることを助言した。

No.	受付日	相談者	相手方(事業者等)	相談内容	対応内容
12	H29. 12. 27	匿名	民間事業者	「病院入り口の段差について」 病院入口の段差解消用スロープについて、電動車いす利用者から角度が急で危ないので改善してほしいとの要望。	現場確認し、その病院の方と面談を実施した。東日本大震災の影響で段差が生じている。病院内で情報共有を図るとともに関係機関と今後の対応について検討していくとの回答をいただいた。
13	H30. 1. 9	聴覚障害者	民間事業者	「旅行のオプションツアー参加拒否について」 旅行のオプションツアー（バナナボート）についてスタッフ・ガイドがお客様ケアが出来ないことと、催行会社の保険が適応外となり、万が一なにか起きた場合に旅行会社としても責任が取れないとの理由から申込みを断られた。差別ではないのか。	旅行会社に連絡をして経緯を確認し、相談者に連絡した。相談者の主訴に、「きちんと説明して欲しい」ということがあったので、不安等があれば再度ご連絡いただくこととし、相談者旅行会社と直接連絡をとってもらうこととした。
14	H30. 1. 16	知的障害・ダウン症のお子様の保護者	行政機関	「パルシティ江東の保育室利用に伴う障害児の受け入れについて」 パルシティ江東の施設利用時の保育室利用について障害児に関しては、1団体1人までと言われた。通常と同様の取り扱いをしてほしい。	障害のある方とない方と同様の基準で受け入れることを確認。なお、今回は受入れさせていただいたが、その時点での状況により、受入れ人数を調整する場面があることもお伝えし、ご了承いただいた。
15	H30. 2. 9	身体障害手帳2級	行政機関	「CW（生活保護）の対応について」 障害があり、外出が困難な場合には、役所の窓口で生活保護の手続きをさせるのではなく、ワーカーが自宅に来ることが合理的配慮ではないのか。また、生活保護廃止の理由について説明してほしい。	相談者が就労していること及び外出できることが確認できたことから、来所を依頼した。また、廃止の理由について説明し、現在経済的に困窮しているならば、再度面談（相談）したい旨を伝えた。
16	H30. 2. 14	偏頭痛のある方（障害者手帳なし）	民間事業者	「障害者差別解消法の対象範囲と罰則規定について」 障害者手帳はないが、偏頭痛や臭いによる吐き気等心身に支障をきたしているのか、差別解消法の対象になるのか教えてほしい。また、企業への罰則規定があるかについても教えてほしい。	相談者の症状からすると差別解消法における対象となる旨及び法律における罰則規定はないことを回答した。
17	H30. 2. 16	身体障害児の保護者	マンション管理組合	「居住するマンションのエレベーターへの鏡（ミラー）設置について」 エレベーター内での旋回が困難で、前向きで進入し、後ろ向きで降りることから、安全確認用のミラー設置を管理組合にお願いしたいが、何かアドバイスはないか。	法律の趣旨を説明するとともに、本区作成のリーフレットを送付。 これからもお付き合いしていく住民の方々との話し合いになるので、感情的にならず、建設的な対話につとめて、その方法だけでなく、代替案も検討していくことが必要である旨を助言した。

No.	受付日	相談者	相手方(事業者等)	相談内容	対応内容
18	H30. 2. 17	身体障害、右大腿切断、(義足使用)	行政機関	「自転車撤去の件について」 保管センターが遠く取りにいけない。保管センターまで自転車を取りに行けない障害者のことは考えているのか。放置自転車撤去する際の違反条件を区民にきちんと啓蒙しているのか。	限られた歩道空間で歩行が困難な方や小さな子ども等が安全に通行できる空間確保のためには、撤去は必要である旨をご理解いただくとともに、代理の方でも引き取れること、撤去についてホームページや看板などにより、周知啓発していることをお伝えした。今後は、自転車駐車場や店舗等の自転車置き場の利用をお願いした。
19	H30. 3. 9	愛の手帳所持者の保護者	行政機関	「スポーツ施設の利用について」 利用の際に、嫌な顔をされたり、施設によって対応が違うので障害者の視点で配慮をして欲しい。また、利用者や職員の障害理解促進を進めて、誰にも優しい施設であってほしいとの要望。	回答は不要とのことで、要望として下記の点について施設管理者に伝えた。①障害者の視点も取り入れて施設運営をしてほしい②施設職員・利用者の障害理解の促進③誰に対してもやさしい施設であってほしい。
20	H30. 3. 19	視覚障害者	行政機関	「公営住宅入口階段への点字ブロック・点字シール設置について」 号棟が分かるように点字シールを設置してほしい。また入口階段に点字ブロックを設置してほしい。	現場確認後、公営住宅の管理者と連絡をとり、手続きを確認。相談者から団地自治会長に相談して、要望していくこととなった。

東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止又は解決のための体制等

第一節 障害を理由とする差別の禁止（第七条）

第二節 障害を理由とする差別に関する相談体制（第八条）

第三節 障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決のための体制（第九条—第十三条）

第四節 調整委員会（第十四条）

第三章 共生社会実現のための基本的施策（第十五条—第十八条）

第四章 雑則（第十九条・第二十条）

附則

平成十八年、国際連合において、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利に関する条約が採択された。

その後、我が国は、条約の締結に向けて、障害者基本法の改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定等、国内法の整備を進め、平成二十六年、障害者の権利に関する条約を締結した。

しかしながら、今なお、障害及び障害者への誤解や偏見その他理解の不足により、障害者は、日常生活や社会生活の様々な場面において、障害を理由とする不当な差別的取扱いを受け、自立や社会参加が妨げられている。中でも、障害のある女性は、障害を理由とする差別と性に基づく差別という二重の差別を受ける場合がある。これら障害者が日常生活や社会生活で受ける差別や制限は、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁によって作り出されているのであって、障壁を取り除くことは社会全体の責任である。

多様性こそが都市としての発展の原動力であるとの認識の下、東京都は、障害及び障害者への都民の理解を深めるとともに、障害を理由とする不当な差別的取扱いを無くし、建設的な対話と合理的配慮の提供を通じ、社会的障壁の除去の取組を進めていかなければならない。

ここに、障害者の権利に関する条約、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等の理念

の下、東京に暮らし、東京を訪れる全ての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第十四条に規定する相談及び紛争の防止又は解決のための体制の整備（以下「体制整備」という。）並びに法第十五条に規定する啓発活動（以下「啓発活動」という。）の実施に関し必要な事項等を定めることにより、障害を理由とする差別を解消し、もって共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、難病その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 事業者 法第二条第七号に規定する事業者のうち、都の区域内において商業その他の事業を行う者をいう。
- 三 社会的障壁 法第二条第二号に規定する、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 四 共生社会 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をいう。
- 五 障害の社会モデル 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方をいう。

(基本理念)

第三条 障害を理由とする差別の解消は、次に掲げる事項を基本理念（以下「基本理念」という。）として推進するものとする。

- 一 全て都民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されること。
- 二 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参

加する機会が確保されること。

三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話等を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

四 全て障害者は、障害のある女性が障害及び性別による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合等、その性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること。

五 障害を理由とする差別の解消は、障害及び障害者に対する誤解、偏見その他理解の不足の解消が重要であることに鑑み、多様な人々により地域社会が構成されているという基本認識の下に、全ての都民が相互理解を進め、障害、障害者及び障害の社会モデルに関する理解を深めることを基本として推進すること。

（都の責務）

第四条 都は、基本理念にのっとり、障害を理由とする差別を解消するため、必要な体制整備を図るものとする。

2 都は、基本理念にのっとり、障害、障害者及び障害の社会モデルについて、都民及び事業者の関心と理解を深め、適切に行動するために必要な啓発活動を行うものとする。

（都民及び事業者の責務）

第五条 都民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害、障害者及び障害の社会モデルについて自ら積極的に関心と理解を深めるとともに、都が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（区市町村との連携）

第六条 都は、体制整備及び啓発活動を実施するときは、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）との連携に努めなければならない。

2 都は、区市町村が体制整備及び啓発活動を実施するときは、情報の提供及び技術的助言その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止又は解決のための体制等

第一節 障害を理由とする差別の禁止

（障害を理由とする差別の禁止）

第七条 都及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 都及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（知的障害、発達障害を含む精神障害等により本人による意思の表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明を含む。）があった場合において、当該障害者と建設的な対話を行い、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第二節 障害を理由とする差別に関する相談体制

（広域支援相談員）

第八条 法第十四条の規定による相談に的確に応ずるため、広域支援相談員を置く。

2 広域支援相談員は、障害を理由とする差別の解消に関する知識及び経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 広域支援相談員は、次に掲げる職務を行う。

一 障害者及びその家族その他関係者並びに事業者からの障害を理由とする差別に関する相談に応じ、区市町村等と連携して、必要な助言、調査、情報の提供及び関係者間の調整を行うこと。

二 区市町村における障害を理由とする差別に関する相談の解決を支援するため、相互の連携を図るとともに、必要な助言、調査、情報の提供及び関係者間の調整を行うこと。

三 障害を理由とする差別に係る相談の情報の収集及び分析を行うこと。

4 広域支援相談員は、前項各号に掲げる職務を公正中立に行わなければならない。

第三節 障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決のための体制

（あっせんの求め）

第九条 障害者並びにその家族及び後見人その他障害者を現に保護する者は、第七条各項の規定に違反する取扱いを受けたと認める場合で、第八条第三項の規定により相談を行い、当該相談について広域支援相談員が対応してもなおその解決が見込めないときは、知事に対し、紛争の解決のために必要なあっせんを求めることができる（以下「あっせんの求め」という。）。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、あっせんを求めることができない。

一 行政庁の処分又は職員の職務の執行に関する場合であって、他の法令等に基づく不服申立て又は苦情申立て等を行うことができるとき。

二 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）に規定する障害者に対する差別の禁止に該当するとき。

三 同一の事案について、過去に前項の規定によるあっせんの求めを行ったことがあるとき。

四 障害者の家族及び後見人その他障害者を現に保護する者が前項の規定によるあっせんの求めを行う場合において、当該あっせんの求めが当該障害者の意に反するとき。

（事実の調査）

第十条 知事は、前条第一項の規定によるあっせんの求めがあったときは、その職員（広域支援相談員を含む。この条において同じ。）に、当該あっせんの求めがあった事案（以下「紛争事案」という。）に係る事実を調査させるものとする。

2 紛争事案の当事者（前条第一項の規定によるあっせんの求めを行った者及び当該あっせんの求めにおいて第七条各項の規定に違反する取扱いを行ったとされた事業者をいう。以下同じ。）その他関係者（以下「関係者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、前項の調査に協力しなければならない。

3 第一項の調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。第十一条第五項の規定による調査をする場合も、同様とする。

（あっせん）

第十一条 知事は、前条第一項の調査の結果に基づき、都民への影響が大きい事案であり、紛争事案の解決のために必要があると認められるときは、次項各号に該当する場合を除き、東京都障害を理由とする差別解消のための調整委員会（以下「調整委員会」という。）にあっせンを付託するものとする。

2 調整委員会は、前項の規定によるあっせんの付託があったときは、次に掲げる場合を除き、あっせんを行うものとする。

一 紛争事案について、第九条第一項の規定に基づきあっせんの求めを行った者が、自らあっせんの求めを取り下げる意思を示した場合等、あっせんの必要がないと認めるとき。

二 紛争事案について、法第十四条の規定に基づき国又は他の地方公共団体が現に紛争の防止又は解決を図っている場合等、あっせんを行うことが適当でないとき。

3 調整委員会は、紛争事案の解決のために必要があると認めるときは、当該紛争事案の当事者及び関係者に対し、必要な調査を行うことができる。

4 第十条第三項前段の規定は、前項の調査について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第十一条第三項」と、「職員」とあるのは「調整委員会の委員」と読み

替えるものとする。

- 5 調整委員会は、必要があると認めるときは、知事に第三項の調査の全部又は一部を行わせることができる。この場合において、知事は、第十条第一項に規定する職員に当該調査を行わせるものとする。
- 6 紛争事案の当事者及び関係者は、正当な理由がある場合を除き、第三項の規定による調査（前項の規定により知事はその全部又は一部を行う場合を含む。次条において同じ。）に協力しなければならない。
- 7 調整委員会は、紛争事案の解決のため必要なあっせん案を作成し、これを紛争事案の当事者に提示するものとする。
- 8 あっせんは、次のいずれかに該当したときは、終了する。
 - 一 あっせんにより紛争事案が解決したとき。
 - 二 あっせんによっては紛争事案の解決の見込みがないと認めるとき。
- 9 調整委員会は、第二項各号に該当する場合としてあっせんを行わないこととしたとき又は前項の規定によりあっせんを終了したときは、その旨を知事に報告するものとする。

（勧告）

第十二条 調整委員会は、知事に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して、障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告を求めることができる。

- 一 前条第二項の規定によりあっせんを行った場合において、当該事業者が、正当な理由なく、あっせん案を受諾せず、又は受諾したあっせん案に従わず、これを放置することが障害を理由とする差別の解消の推進に著しい支障があると認められるとき。
 - 二 当該事業者が、正当な理由なく前条第三項の調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
 - 三 前条第三項の調査に対し、当該事業者が虚偽の資料を提出し、又は虚偽の説明を行ったとき。
- 2 知事は、前項の規定による勧告の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対して、障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（公表）

第十三条 知事は、前条第二項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表に当たっては、あらかじめ、当該勧告を受けた事業者に対し、公表をしようとする旨を通知し、当該事業者又はその代理人の出席を求め、意見を述べ、証拠を

提示する機会を与えなければならない。

- 3 知事は、第一項の規定による公表に当たっては、あらかじめ、第九条第一項の規定によるあっせんの求めを行った者及び調整委員会の意見を聴くことができる。

第四節 調整委員会

(調整委員会)

第十四条 あっせんの求めがあった事案の解決を図るため、公正中立な調査審議及びあっせんを行う知事の附属機関として、調整委員会を置く。

- 2 調整委員会は、紛争事案の公正中立な調査審議及びあっせんを行うことができ、障害者の権利擁護について優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する十五名以内の委員で組織する。
- 3 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員は、非常勤とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 第二項から前項までに定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第三章 共生社会実現のための基本的施策

(情報保障の推進)

第十五条 都は、障害者が円滑に情報を取得し、意思疎通ができるようになることは、障害者だけでなく都民及び事業者にとっても必要であるという認識に基づき、手話、筆談、点字、拡大文字、読み上げ、分かりやすい表現その他障害者が分かりやすく利用しやすい方法（以下「障害者に配慮した方法」という。）による情報の提供が普及するよう必要な施策を講ずるものとする。

- 2 都は、関係機関と連携し、意思疎通を仲介する者の養成のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 都は、障害者が都政に関する情報を速やかに得ることができるよう、可能な限り、障害者に配慮した方法によって情報の提供を行うものとする。

(言語としての手話の普及)

第十六条 都は、独自の文法を持つ手話は一つの言語であるという認識に基づき、都民及び事業者において言語としての手話の認識を広げるとともに、手話の利用が普及するよう必要な施策を講ずるものとする。

(教育の推進)

第十七条 都は、障害、障害者及び障害の社会モデルに関する正しい知識を持つための教育が行われるよう、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(事業者による取組の支援)

第十八条 都は、事業者による共生社会の実現に向けた自主的な取組を促進するため、先進事例の収集及び公表その他の情報の提供並びに技術的助言並びに障害者と事業者との連携の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第四章 雑則

(委任)

第十九条 この条例の施行に関し必要な事項は、東京都規則で定める。

(罰則)

第二十条 第十四条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年十月一日から施行する。
- 2 都は、社会環境の変化及びこの条例の規定の施行の状況その他障害を理由とする差別の解消の推進の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(提案理由)

社会全体で障害及び障害者への理解を深めるとともに、障害を理由とする不当な差別的取扱いを解消し、合理的配慮の提供等を通じ、社会的障壁の除去の取組を一層推進する必要がある。

平成29年度 江東区による障害者就労施設等からの物品等の調達実績

調 達 先	物品										役務										合計 (物品+役務)		うち 随意 契約					
	① 事務用品 書籍		② 食料品・飲料		③ 小物雑貨		④ その他の 物品		物品計		① 印刷		② クリーニング		③ 清掃・ 施設管理		④ 情報処理 テープ起こし		⑤ 飲食店等 の運営						⑥ その他の役務		役務計	
	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
就労継続支援A型 就労継続支援B型 生活介護 障害者支援施設 地域活動支援センター 小規模作業所	2	212,941	11	5,080,623	35	#####			48	#####	13	3,535,001			3	#####	6	1,206,020					22	#####	70	#####	62	#####
共同受注窓口			10	46,560					10	46,560											0	0	10	46,560	10	46,560		
特例子会社 重度多数雇用事業所 在宅就業障害者 在宅就業支援団体									0	0									1	793,385	1	793,385	1	793,385				
計	2	212,941	21	5,127,183	35	#####	0	0	58	#####	13	3,535,001	0	0	3	#####	6	1,206,020	0	0	1	793,385	23	#####	81	#####	72	#####

平成 30 年度江東区による障害者就労施設等からの 物品等の調達方針

1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、江東区（以下「区」という。）が平成 30 年度に行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 調達方針

（1）調達する物品等

区が契約によって調達する物品等のうち、事務用品、印刷、清掃その他障害者就労施設等が受注することが可能なもの。

（2）対象となる施設等

本方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所・施設

（ア）障害者支援施設

（イ）地域活動支援センター

（ウ）障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

（エ）障害者の地域における作業活動の場として、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

イ 障害者を多数雇用している企業

（ア）国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第 1 条第 1 号に規定する事業所（特例子会社） ※1

※1 障害者雇用を目的として設立された子会社のことで、子会社で雇用された障害者は、親会社の雇用率に算定できる。

(イ) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所） ※2

※2 次に掲げる要件の全てを満たす事業所

- 1) 障害者の雇用者数が5人以上
- 2) 障害者の割合が従業員の20%
- 3) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

ウ 在宅就業障害者等

(ア) 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供の業務を自ら行う障害者）

(イ) 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

4 物品等の調達目標

区は、予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、本方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

5 物品等の調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を、庁内各課に対して行う。

(2) 障害者就労施設等の供給能力の向上

障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。

(3) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。

ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、履行期間及び発注量を考慮するように努める。

エ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を、各課で積極的に活用すること。

(5) 契約への取組

物品等の調達に際しては、各課の契約において積極的に取り組むこと。

6 調達実績の公表

区は、調達実績について、年度終了後に、その概要をとりまとめ、公表するものとする。

7 その他

区は、障害者就労施設等が供給する物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。

小児在宅医療連携推進会議概要

【背景】

- 医療的ケア児の増加：医療技術の進歩等を背景として、NICU 等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用した、痰の吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な児童が増加している。
- 協議の場設置の努力義務化：児童福祉法の一部改正により、医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるように、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努める。

【開催目的】

- 小児在宅医療に関する現状、実態の把握と課題の整理
- 課題の解決に向けた連携

【内容】

- 小児在宅医療に関する現状と課題
- 実態の共有、医療・社会資源等の情報整理。
- その他、小児在宅医療の推進に向けた課題について

【会議メンバー】

- 学識、医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護、相談支援、介護事業所、自立支援協議会児童部会

【事務局】

- 保健所健康推進課 障害者支援課

【第1回 開催日時】

平成30年7月30日 午後1時30分～ 江東区文化センター